

横持人承認取扱要領（要領10）

沖縄県中央卸売市場の物品の搬出については、沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第51条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 定義及び責務

- (1) 仲卸業者及び売買参加者は、沖縄県中央卸売市場長（以下「場長」という。）の承認を受けて、横持人（仲卸業者若しくは売買参加者の補助者以外の役員若しくは使用人又は仲卸業者若しくは売買参加者から物品の搬出の委託を受けた者、その役員及び使用人（以下「委託業者」という。）で、卸売場において、物品の搬出に携わるもの）を置くことができる。
- (2) 横持人は、仲卸業者及び売買参加者の卸売場における物品の搬出を補助し、法令等を遵守し、公正明朗な取引を推進しなければならない。

2 横持人の承認

- (1) 1 (1)の承認を受けようとする仲卸業者及び売買参加者は、横持人承認申請書（要領10第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、場長に提出しなければならない。ただし、委託業者を申請する場合で個人を特定することが困難なときは、横持人承認申請書（要領10第1号様式の2）に、委託契約書の写しを添付して提出するものとする。

ア 運転免許証、学生証、パスポートなどの写し

イ 写真（縦4cm 横3cm 3カ月以内）

3 承認基準

7の承認の取消しを受けていない者又はその取消しの日から起算して1年以上を経過している者であること。

4 承認の有効期間

- (1) 承認の有効期間は5年以内とする。
- (2) 更新時期は部類毎に定め、既に承認されている同部類の横持人の有効期間までとし、以降は承認更新の日から起算して5年とする。

5 横持人章の交付及び着用

- (1) 場長は、横持人を承認したときは、横持人章（要領10第2号様式）を仲卸業者及び売買参加者に交付するものとする。ただし、委託業者等で個人を特定することが困難なときは、横持人章（要領10第2号様式その2）を交付する。
- (2) 横持人は、卸売場において、物品の搬出に携わるときは、横持人章を帽子につけ着用しなければならない。

6 横持人の承認の更新

- (1) 承認の更新は部類毎に行う。
- (2) 仲卸業者及び売買参加者は、横持人の有効期間の満了の日後も引き続き横持人を使用するときは、横持人承認更新申請書（要領10第3号様式）を有効期間満了の30日前までに、場長に提出しなければならない。この場合において、添付書類については1の規定を準用する。

7 横持人の廃止

仲卸業者及び売買参加者は、横持人を廃止するとき又は横持人がその資格を失ったときは、横持人廃止届出書（要領10第4号様式）に横持人章を添えて、遅滞なく、その旨を場長に届け出てなければならない。

8 横持人章の再交付

仲卸業者及び売買参加者は、横持人章を紛失し、又は汚損したときときは、横持人章再交付申請書（要領10第5号様式）により、遅滞なく、その旨を場長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

9 横持人の承認の取消し

- (1) 場長は、横持人が条例第50条、第51条若しくは沖縄県中央卸売市場の設置及び管理に関する条例施行規則第79条に該当したとき、又は交付した横持人章をつけた帽子を着用しないときは、その承認を取消することができる。
- (2) 場長は、9(1)による取り消しを行ったときは、仲卸業者又は売買参加者に対して横持人取消通知書（要領10第6号様式）により通知するものとする。

10 横持人の台帳の作成

場長は、承認した横持人の台帳を作成し、適切に管理するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成7年5月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以前に承認した横持人については、この要領に基づき承認したものとし、承認の有効期間を平成8年3月31日までとする。

附 則（平成12年5月17日改正）

- 1 この要領は、平成12年5月17日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以前に承認した横持人については、この要領に基づき承認したものとし、承認の有効期間を平成13年3月31日までとする。

附 則（平成13年2月5日改正）

この要領は、平成13年4月1日再交付対象の横持人から施行し、承認期間を平成17年3月31日までの4年間とし、以後5年間とする。

附 則（平成18年3月31日改正）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月8日改正）

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則（令和3年2月5日改正）

この要領は、令和3年2月5日から施行する。